

# NEWS LETTER

## Topics

### 第1章 法律の修得と活用

**コラム** 一知半解の法知識は売り物にしてはならない

### 第2章 危機管理システムの構築

**コラム** 見える化をしていなかった日野自動車を襲った危機

**コラム** 公益通報体制の構築の必要性が分かる雪印食品の偽装事件

### 第3章 契約書のチェック・作成

**コラム** 時代とともに法は変わる 解釈も変わる

34

## 2023年は 企業法務 進化と深化の年

－まずは、企業法務の勘所を知ろう－

企業法務（企業・法人が扱う法律事務）は、膨大である。  
ゆえに、その全貌を知り、かつ、理解することは、不可能である。  
しかし、企業法務には、勘所<sup>かんどころ</sup>とでも言うべき大切な視点・急所がある。  
その勘所を押さえることができれば、見えてくるものがある。

ぼうぼう  
茫々千里の砂浜も、砂だけを見ると、記憶に残るのは茫々千里の砂浜でしかない。  
我が身を置いた場所など、後で思い出すことはできない。  
しかし、目を海に転ずれば、そこには、あまたの奇岩怪石が見える。  
その中で記憶に残る物があれば、我が身を置いた場所は、容易に見いだすことができる。  
勘所とは、茫々千里の砂浜の中で、わが身を置いた場所を知る導<sup>しるべ</sup>である。

また、六法全書を全文暗唱できたとしても、今そこにある問題の解を得ることはできない。  
法律の教科書、専門書、判例の全てを読んでも、同じである。  
言葉のジャングルに入っても、言葉（奇木、珍木、名木の類）は見えないからである。  
必要なのは、企業が欲する奇木・珍木・名木の類を照らす一条の光である。  
勘所とは、そういう道標である。

国際競争力の低下、企業不祥事の増加、急激な円安に襲われている上に、ロシアのウクライナへの軍事侵攻が引き起こした世界的な石油・ガスの高騰、インフレ等による我が国企業経営への影響が、目睫の間に迫ってきている今、企業法務の重要性は、昔日の比ではない。

あるべき企業法務を確立することこそ、今、求められているものはないと思う。

2023年1月  
弁護士法人菊池綜合法律事務所  
弁護士 菊池 捷男

# 第1章

## 法律の修得と活用

### 1 グレーゾーン解消制度

企業が、新しい事業を始めたいと考えた場合、その事業が法的に許されるかどうかという問題にぶつかることがある。

そのときに、間違いのない回答を与えてくれるのが、このグレーゾーン解消制度である。

グレーゾーン解消制度は、「我が国の産業を中長期的にわたる低迷の状態から脱却させる」目的（第1条）で、2014年（平成26年）1月20日に施行された「産業競争力強化法」の中にある制度だ。

法律相談に対し政府（具体的には所管の官庁）が直接回答するものなので、回答には絶対的な信用が置けるものである。

インターネットで「グレーゾーン解消制度」と検索すると、各省庁のウェブサイトでこの制度の利用事例を数多く知ることができる。

### 2 新事業特例制度

この「新事業特例制度」も産業競争力強化法の中にある制度で、法なきところに特例を求める制度といえる。

新しい事業を始めようとする企業が、その新しい事業のための法律がないため、既存の法律で規制されると困る場合に、「企業単位」で特例を認めるという制度である。

これも、インターネットで「新事業特例制度」と検索すれば、この制度の利用（質問と回答）事例を数多く知ることができる。

これは“新しいブドウ酒は、新しい革袋に入れる”という発想の下で生まれた制度であるので、新たな事業を興すチャンスが、産業界全体にうまれたものといえよう。

大いに活用すべきものと思う。

### 3 インターネット検索

インターネット検索も、法律問題の解決に役に立つことが、実に多い。

各省庁や自治体が発する情報は、最新の法令の制定、改正、その背景などが、詳細に解説されているので、有益である。

## 4 弁護士への法律相談

弁護士からの法律相談の回答は、

①結論

②法令上の根拠

③判例や裁判例の引用

④文献や官公庁がつくったガイドラインなどの引用\*

※必要に応じて

のある書面または電子情報で得ること、加えて、回答は【迅速 的確 丁寧】にしてもらうことが勘所になる。

### ●法律相談の効果●

- 弁護士 -  
最新の法律や法実務情報を調べ、学び、提供し続ける習慣ができ、これが弁護士としての力を付ける

- 企業人 -  
一歩先にある発展領域の法律問題を考える契機になり、自然にリーガルマインド\*を身に付ける

※法的思考力

質問者回答者とも法律や法務の知識が、点から線、線から面に広がり、面から層に深まる

※当事務所がする法律相談回答は、基本的には、この方式による。

一知半解の法知識は  
売り物にはならない

### ●間違った説明には大きな責任が伴う

東京地方裁判所昭和49年12月6日判決は、不動産会社の従業員が、間違った税金の説明をしたことにより、顧客が不動産取引に応じ予期せざる税金（この件では約5000万円）が課されたことの原因を、雇用主である不動産業者（宅建業者）に負わせた事件であるが、これなど企業法務に携わる者には他山の石とすべきであろう。

### ●法の軽視も同じ

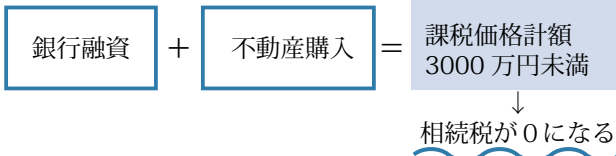
平成18年6月12日最高裁判所判決とその差戻審の判決は、建築会社が、「敷地の二重使用」になる土地を問題なく転売できると説明し、また、建築資金を融資する銀行職員も当該土地の転売に協力すると発言をしたことにより、それを信じた建築主が、銀行から融資を受け建物を建築したものの、敷地の一部を売った代金で融資金の一部を返済する予定が狂った（敷地の二重使用になる土地は建物が建てられないため評価額が著しく低減する）結果、当該土地の所有者に4500万円の損害を生じさせたことの原因を、建築会社と銀行に負わせる判決を言い渡した。

### ● 既成の概念や理解を疑うことも必要

- 路線価を認めず、鑑定士評価を採用した最高裁判決 -

最高裁判所令和4年4月19日判決は、通達価格による相続税対策スキーム<sup>\*</sup>を否定し、課税価格の合計額を8億8874万9000円、相続税の総額を2億4049万8600円とする賦課決定処分をした所轄税務署長の処分を有効と判示した。

※相続税対策スキーム



不動産販売業者も購入資金を融資した銀行も、この相続税対策スキームを可能にする評価通達そのものに、6項で「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」との規定を置いている。

このことから、行き過ぎた相続税対策は否認されることの予見は十分可能だったと言えるので、今後、この件の不動産販売業者にも購入資金を融資した銀行にも、この件の相続人から損害賠償の請求を受けるリスクが生じたと言いうる。

## 第2章

### 危機管理システムの構築

#### 1 危機管理体制

リスク管理システム（いわゆる内部統制システム）という言葉は、2000年9月20日大阪地方裁判所で言い渡された大和銀行ニューヨーク支店事件判決の中で生まれたとされている。

そして、その後会社法（362 IV⑥）及び会社法施行規則（100）の中に取り入れられた。

さらに福岡地方裁判所平成23年1月26日判決が、リスク管理システムの整備義務は親会社にもあると判示したことにより、会社法施行規則100条に5号が追加され、現行法のリスク管理システムになった。

これは、法律上は大会社（資本金5億円以上または負債200億円以上の株式会社）の義務だが、中堅企業にも及ぶと解されている。

#### リスク管理システムの内容（規100）

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ⑤親会社・子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク管理体制を整備することの効果は、リスク管理システムの網にかからないほどの、つまりは想定できない形でリスクが顕在した場合は、取締役には責任が生じないことになる。

なお、大阪高等裁判所平成18年6月9日判決は、危機が現実化した後の処置（クライシス・マネジメント）。この事件では「公表」にも会社の責任は及ぶと判示したことから、これを含めたリスク管理体制は、次のように整理できる。

リスク管理体制	内容	担当する機関
リスク管理システムの大綱の構築	規則・規程集にしていく (形式知を集成)	取締役会
リスク管理システムを具体的に決定	リスク・マネジメント (暗黙知を集成)	代表取締役及び業務担当取締役
代表取締役及び業務担当取締役を監視		取締役、特に社外取締役
取締役会がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査		監査役、特に社外監査役
リスクが顕在化した後の処置 (公表など)	クライシス・マネジメント	代表取締役・CEO

なお、こうして出来上がるリスク管理体制も、経験と研究により更新すべきものにしなければ、意味はない。

すなわち、前記大阪地裁判決（大和銀行事件判決）も、続けて次のように判示しているのである。

整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。

## 2 リスク管理の勘所 “見える化”

リスク管理システム整備の勘所は、会社の業務の流れを、経営陣はじめ取締役や監査役が、細部まで見えるようにすること、言葉を変えて言えば“見える化”することである。

そうすることで、リスク管理は随分し易くなる。

建設業における会計処理に、工事完成基準のほか、工事進行基準がある。

工事完成基準	工事完成引渡時に収益と費用を認識する会計処理
工事進行基準	工事の進行途中でも、任意で設けたチェックポイントごとに収益と費用を認識する会計処理

工事完成基準では、会計処理をチェックしても、工事期間中の工事の進捗過程は見えない。

しかし、工事進行基準では、工事がいくら長期になろうが、任意で設けたチェックポイントごとに、工事の進捗状況が見える。

ここから、リスク管理システムも、企業の業務の流れを“見える化”して、初めてその整備の緒に就くことができるのではないかと考える。

工事進行基準の例に倣<sup>なら</sup>って、リスク管理の大綱（規則・規程）をつくる必要があると思う。

## 3 2022年に企業の義務になった制度

### (1) パワハラ防止体制の構築

2022年4月1日、改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が施行された。これによりパワハラ防止はすべての企業の義務になり、パワーハラスメント防止対策を講じることが必要になった。

- ①パワハラ防止方針の明確化及びその周知・啓発
- ②相談体制の整備
- ③パワハラに関する労使紛争を速やかに解決する体制

これもリスク管理システムの一つであることは言うまでもない。

「パワハラは、表皮に現れた吹き出物、その下の病巣<sup>てっけつ</sup>の剔抉こそが大切な場合あり。」

そのときは、人を得た第三者委員会の調査が有効なことがある。

すなわち、パワハラ調査といえば、原因の究明、責任者の所在などの追求型の調査だけに終わりがちだが、次のような事例がある。

**1** 加害者のパワハラを起こすに至った心情の分析までし、調査報告書を読んだ加害者をして十分に納得・反省させ、企業も労務管理に隙間のあったことに気づき、以後パワハラが起これにくくなるだけでなく、労使間の信頼感が醸成された。

**2** パワハラだと思われた事象が、会社業務のありかたに対する的を射た批判の言動であった。

企業も、第三者委員会の視点から教えられることは少なくはない。

外部の有識者（複数）によるパワハラ調査を、禍を転じて福となす絶好の機会だと考えるのもいいのかもしれない。

パワハラ防止法については、ニュースレター 27号で詳しく特集をしています。WEBでの閲覧が可能です。



### (2) 公益通報対応体制の構築

2022年6月1日改正公益通報者保護法の施行により、常時使用する労働者数が300名を超える事業者には、「公益通報対応業務従事者の指定義務」や「公益通報対応体制の整備義務」などが課された。

その規模に達していない会社も、公益通報対応体制を構築し、そこで得られる情報も危機管理に役立つべきだと思う。



## 事例より学ぶ

### ●見える化をしていなかった日野自動車を襲った危機

トラック大手の日野自動車は、品質検査を巡る新たな不正が次々に見つかり、国が厳しい行政処分を下した。

不正は20年にも及び、日野自動車は国内で車が販売できない事態に追い込まれた。

調査委の報告書では、その原因が次のように分析されている（読売新聞2022年10月7日付）。

#### ①丸投げ

不正が起きたのは、開発を担うパワートレーン実験部で、プロジェクト全体を管理すべき開発責任者らも、試験内容を把握しておらず「ブラックボックス化」していた。

基準をクリアしているかを検査する部署と、その内容をチェックして国の認証取得に向けた作業を担う部署が同じであった。

#### ②見せしめ

開発などのスケジュールが遅れると、担当部署の社員は、他部署の社員も参加する会議で、上司からミスを責め立てられるという社風や体質にも問題があった。

報告書は、「この体質が部下や現場に無理を強い、不正に追い込む一因になった」と指摘した。

日野自動車は、業務の一部がブラックボックス化していたのに、それを“見える化”しなかった。

経営陣に“見える化”されていない業務の存在が、いかに危険であるかが分かる。

さらに社内でパワハラが横行し、「上に物が言えない」という社風は、不正の抑止を難しくしている。

### ●公益通報体制の構築の必要性が分かる雪印食品の偽装事件

雪印食品の偽装事件 2001年、雪印食品が、組織的に、牛肉の産地偽装をするため、他社の倉庫内で、外国産の安価な牛肉を国内産牛肉のパッケージに詰め替え、国（農林水産省）から2億円の補助金を騙取する事件を起こし、その後廃業の憂き目を見た。

この事件は、偽装工作に倉庫を悪用された会社社長がマスコミに通報することで公になったが、この犯罪に手を染めた雪印食品の従業員は、誰一人として、これを通報や告発をするという行動をとらなかった。

それほど、会社従業員には、自社がしている犯罪行為を通報したり告発したりすることは難しいのである。

雪印食品も、当時、公益通報者保護法ができておれば、その商号に高いブランド力のあった名声を、全事業の廃止によってなくすことはなかったのではないかとと思われる。

また、犯罪行為に加担させられた従業員の心身への悪影響も阻止できたであろうと思える。

それ故、公益通報対応体制の構築こそ、リスク管理システム整備義務の内容の第一とすべきことなのであろう。

### パワハラ加害者に厳しい判決を下す最高裁判所

#### (1) 分限免職処分を認めた例

最高裁判所令和4年9月13日判決は、原審高等裁判所が下したパワハラ加害者に対する甘い判決を破棄し、地方公務員Aに対する分限免職処分（その地位にいる資質・能力を欠くことを理由にした解雇処分）を有効だと認めたが、その理由が面白い。公務員Aは、5年以上にわたって部下約30名に対する80件以上もの暴言、暴行、極めて卑わいな言動、プライバシーを侵害した上に相手を不安に陥れる言動等をしたため、分限免職処分をされた者である。原審高等裁判所判決は、Aのしたパワハラは違法だが、Aの上司がAを指導・教育すれば改善できる可能性があるのだから、免職まではし過ぎだと考えたのだが、最高裁いわく。Aは、社会常識を欠き、粗野な性格であって、公務員として要求される一般的な適格性を欠くとみることが不合理ではなく、Aの性格は簡単に矯正することはできず、指導の機会を設けるなどしても改善の余地がないとみるも不合理ではないなどとして、Aに対する分限免職処分を有効だと結論づけたのである。

#### (2) 広い範囲で認められている 降格（減給を伴う）

なお、最高裁判所平成27年2月26日判決は、会社の課長補佐男性2名が、複数回にわたって、女性従業員2名に対し、卑猥な言葉を用いて話しかける行為を繰り返したことが出勤停止の懲戒理由になるとしたうえで、それとは別に、この2名の男性から課長補佐の役職を剥ぎ取り役職のない身分に降格させたことをいづれも有効だと判示した。なお、降格された者は、多くの場合、給与が減額になるが、それは当然のことと学説判例は認めている。

### 企業様向け社員研修・セミナー

当事務所では、企業様向けの「パワハラ等のハラスメント」や「公益通報制度」に関する研修も実施しております。お気軽にお問い合わせください。

## 第 3 章

### 契約書のチェック・作成

#### 1 契約内容が見える契約書にすること

##### (1) 見える契約書<建物建築請負契約書の場合>

設計図 仕様書 施工図	一定程度の建物の内容 ※高度な建築部材・設備や特別仕様 のものを約束したときは見えない。別途 “見える化”する必要がある。
工程表	建築工事の進行状況の予定
見積書	請負金額の内訳
品質保証書	部材や備品の品質が保証されていること
建設業を営 む許可	建設業法3条で「建設業を営む許可」 を得ていることから、建築業者に契約 を履行する技術的な能力があること
建築予定の 建物につい て建築基準 法6条の確 認（建築確 認）を得て いる場合	建物の敷地、構造、建築設備などが法 律や条例に適合していること ※見えない一部については後述する。

##### (2) 見えない契約書

###### <業務委託契約書や非定型の請負契約書の場合>

業務委託契約書や非定型の請負契約書は契約内容が見えないものが多い。

そのような契約書は、わずか1～2行で書かれた「業務」があるだけで、次のような特徴がある。

- ①企画提案書がない
- ②事業体系のスキーム※1や業務計画書※2がない
- ③業務仕様書がない
- ④履行能力を保証する条項がない
- ⑤契約の途中で能力が低いことが判明した場合の、注文者・委託者救済条項がない
- ⑥ただ、報酬だけは明確に書かれている

※1 枠組みのこと ※2 事業スケジュール等を盛り込んだ事業計画書

その中には、たんに内容が見えないだけでなく、犯罪として処罰される可能性のある内容のもの、最悪の契約書もある。

#### ☞【最悪の契約書の実例紹介】

##### 業務委託契約書

委託者甲と受託者乙は、以下のとおり契約する。

(業務の内容)

第1条 甲は乙に対し、以下に掲げる業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

・M & Aに関する助言・指導等の業務  
内容が全く見えない

#### ◆問題点

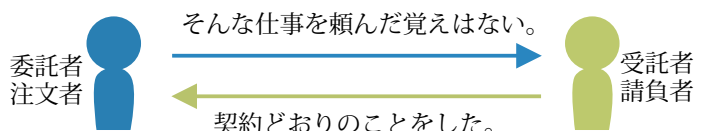
##### 犯罪になる可能性

- ・「M & Aに関する助言・指導等の業務」が、たんにM & Aに関する法律知識の提供や方法論の提案であれば、弁護士法72条に違反する。
- ・M & Aで会社を売りたい業者と買いたい会社とを仲立ち（マッチング）するための契約は、その仲立行為の中に不動産売買の媒介や不動産の評価につながる重要事項説明事項（宅建業法35条）が含まれる場合は、宅建業法に違反する場合も生ずる。  
※なお、弁護士法や宅建業法に違反する行為は、弁護士や宅建士に相談しながらすれば許されるというものではない。
- ・受託者が、業務委託契約の履行として、日本経済新聞や各種経済誌の記事のコピーでの報告例も見られるが、新聞社や雑誌社の著作権を侵害しているため、委託者がそれを受領すると、著作権侵害の共犯の嫌疑がかかってくるおそれもある。

ことほど左様に、業務委託契約の内容の“見える化”をしない契約は問題が伏在していることが多く、委託者、受託者共に、法律違反に問われる危険があるのだ。

##### 責任追及が難しい

委託者や注文者が期待する委託業務や請負の結果を、受託者や請負者が果たさなかったとき、それが契約違反だと主張することは極めて困難になるケースが多い。



裁判で委託者・注文者の言い分が認められる可能性は低い

※証明すべき「委託業務」や「請負の対象」が特定できていないため

要は、契約書の作成・チェックの第1の勘所とは、自己の欲するところを、余すところなく、裁判官など第三者に“見える化”することである。

## 2 法令用語を使うこと

法令用語を使うことは、契約書のチェック・作成の第2の勘所である。

### (1) 「建築確認」と「建築許可」と「建築の許可」の違い

建築請負契約で「建築確認」という言葉が使われる場合がある。

これは正しくは、建築基準法6条の「確認」のことであり、通常「建築確認」と言い慣わされているので、「建築確認」と書いても問題はない。

しかし、「建築確認」を「建築許可」と書くと間違いを犯す。

それは、都市計画法53条の「建築の許可」と混同してしまうおそれがあるからである。

実際にあった例だが、「建築確認」を「建築許可」と書き、都市計画法53条の「建築の許可」も「建築許可」と書いたため、わけのわからない文章になったものがあった。

やはり、法律文書は、法令用語を正しく使う必要があるのだ。

### (2) 「事業譲渡」と「営業譲渡」と「営業権譲渡」の違い

「事業譲渡」という言葉は会社法467条にある法令用語であり、「営業譲渡」という言葉は商法16条にある法令用語だが、「営業権譲渡」という用語は、法令用語ではない。

法令用語は、定義が明確な上、手続要件も法律で明確にされているので、「事業譲渡」であっても「営業譲渡」であっても、定義の意味どおりに理解し、手続きを正しく踏んでおれば、効果は与えられる。

しかし、「営業権譲渡」という名で契約を結ぶと、何を譲渡したのかが一義的に明確とは言えないだけでなく、手続要件を定めているわけではないので、契約書に書いた言葉だけで、当事者が欲した効果が得られる保障はない。

というより、紛争になると、その契約は無効とされると考えていたほうがよい。

だから、契約書には、必ず法令用語を書くべきである。

法令用語を使えば、その法令用語を定めた法律の条文には手続要件が定められているので、手続を踏むことを知り、それを行う知恵が得られることになる。

そうしないと、せっかく書いた契約書は、無効になるリスクが高い。

## 3 権利義務の内容の具体化

契約書作成やチェックの勘所の第3は、具体化を確保することである。

通常の契約書でよく見られる損害賠償条項は、「損害

の賠償を請求することができる」と民法の規定を引用しただけのものが多く、これでは債務の不履行があったとき、損害賠償としていくら請求できるのかが、具体的には分からない。

自分なりに、損害額を算出できたと思っても、裁判になってそれが認められる保障はない。

しかし、先ほど例に出した建物建築請負契約について言えば、同契約は多くの場合、民間連合約款を契約内容としている。

これには、請負業者が工事を一定期間遅滞した場合、「遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる」と定めている。

権利義務が具体化されている点において、大きな違いがある。

具体的でない契約条項	具体的な契約条項
債務不履行があったときは、損害賠償を請求することができる。	建築工事期間を遅延したときは、遅滞日数に応じて、請負代金額に対し年10パーセントの割合で計算した額の違約金を請求することができる。

損害賠償条項を書く場合、損害の金額（違約金額）を定めるか、損害賠償額の計算式を定めるなどして、権利・義務を具体化するのがよい。

しかし、この民間連合約款も完全ではない。

工事の遅延が生じた場合の違約条項は、前述のとおりであるので、“見える化”されているが、注文どおりの建築ができなかった場合の損害賠償の範囲は明確にされていない。

であるから、建築業者の能力不足等の問題が生じたときは、紛争が長期化することになり、一般的には注文者が不利になる。

そのほかにも、次のような点を注意するとよい。

具体的でない用語	具体的な用語
可及的速やかにする	3日以内にする
誠意を持って行う	別紙「特約事項」記載のとおりにする

## 4 公平な内容であること

相手方となる会社の義務としては「軽過失でも損害賠償をする」と書きながら、自社は「重過失があるときだけ損害賠償をする。」と書き、相手会社が損害賠償責任を負うときは金額の上限を付けないのに、自社については「損害賠償の上限を年間報酬額と同額とする」というような制限を設ける条項が散見される。

裁判上「重過失」が認定されるケースは極めて少ないので、「重過失」があるときに限り損害賠償をする

いうのでは損害賠償責任を負わないと書くに等しいものになる。

先ほどの「M&Aに関する助言・指導等を目的とした契約書」の中の損害賠償条項例とその問題点を下記に書いておく。

#### 業務委託契約書

(損害賠償)

第8条 乙は、本契約の履行にあたり故意又は重過失により甲に損害を生じさせた場合は、損害賠償責任を負うものとする。ただし、賠償額の上限は、本契約に基づき乙が甲から受領した報酬額を限度とする。

#### ◆ 問題点

消費者契約法8条1項2号は、消費者を相手方とする消費者契約では上記のような条項は無効としている。

しかし、業務委託契約は、消費者契約ではないものが多いので、その場合はこの8条の規定は無効にはならない。

無効にはならないが、武器対等性（公平性）に欠ける。

契約書は、お互い、信頼をもって長い付き合いをする約束事を定めるものなので、信頼感を醸成する紳士的で公平なものにすべきである。

また、契約書には、おのずと契約書案をつくった企業の品格が現れる。

長い付き合いをするための契約書に、品格のない案など書くべきではないと思う。

## 時代とともに法は変わる 解釈も変わる

### 1 日米の解雇法制の差

アメリカは、企業がする従業員の解雇の自由度が高い。電気自動車（EV）世界最大のメーカーであるテス

ラのCEOであるイーロン・マスク氏は、2022年10月、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のツイッターという会社を買収するや、大量に従業員を解雇し、このことがインターネットやマスコミで大きく報じられた。

ここからも、アメリカにおける解雇法制が、日本とは大きく異なることが分かるが、日本の労働法制では、従業員を解雇することは、非常に難しい、とされてきた。

企業の経営上必要のある整理解雇でも「整理解雇の四要件」という壁を設けて、これを乗り越えることが極めて困難な状況にしていた。

### 2 時代と共に法理論も変化し進化する

経済は、世界を舞台に広がっている。

アメリカの企業も日本法人を設立し、そこで多くの従業員を雇用しているのだから、解雇法制の違いは、種々の軋轢になる。

そのためか、日本の解雇法理に変化が見られるようになったようだ。

すなわち、日本経済新聞の編集委員を務められている石塚由紀夫氏は、企業による従業員の整理解雇について、裁判所が認めてきた極めて高いハードルである「整理解雇の四要件」が下がる兆しが出てきていると語る。（日本経済新聞2022年11月7日付）

同氏の言によれば、2000年以降、外資系企業の裁判を中心に、人員削減の必要性があり解雇回避の努力をした場合で、むろんその他の条件にもよるが、企業側の経営判断による人員削減でも、整理解雇を有効とする判決が出始めたことを強調されている。

これは、時代と共に変化する法理の一例と言いうる。

企業法務の裾野は広い。これに携わる人は、おのずと日本だけでなく世界を見る見識が養われるようになるだろう。

企業法務の進化・発展を祈って、本レポートをお送りする。



弁護士法人  
菊池綜合法律事務所  
＜岡山弁護士会所属＞

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-14  
TEL 086-231-3535  
FAX 086-225-8787  
＜受付時間＞ 月～金 9:00～17:00  
土 9:00～12:00

